

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

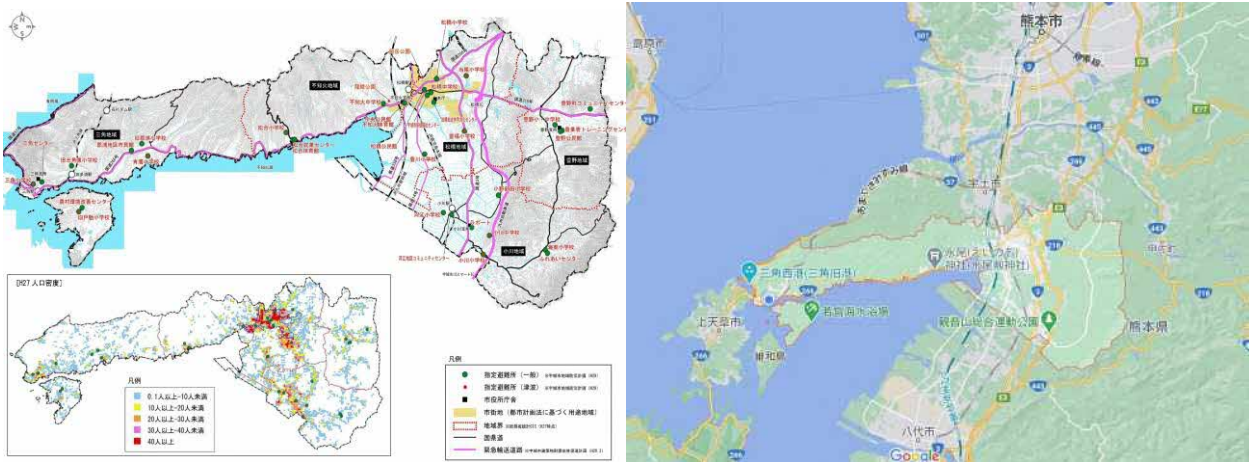
事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(位置と地勢)

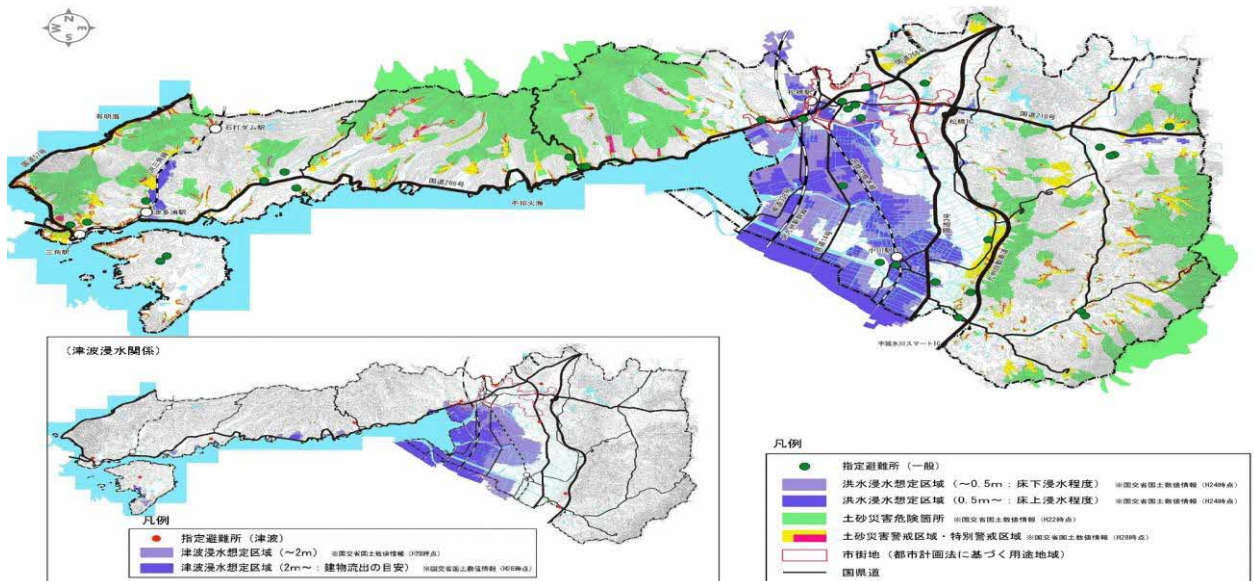
宇城市は熊本県のほぼ中央に位置し、東西約 31 km、南北約 13 kmの東西に長い形状で、面積は約 189 ㎢の人口約 6 万人の市である。当市の三角町、不知火町、松橋町、小川町は不知火海に面しており、東部の中山間地域には豊野町が位置する。また地目別では宅地 8%、田 18%、畑 22%、山林 31%、雑種地他 21%となっている。



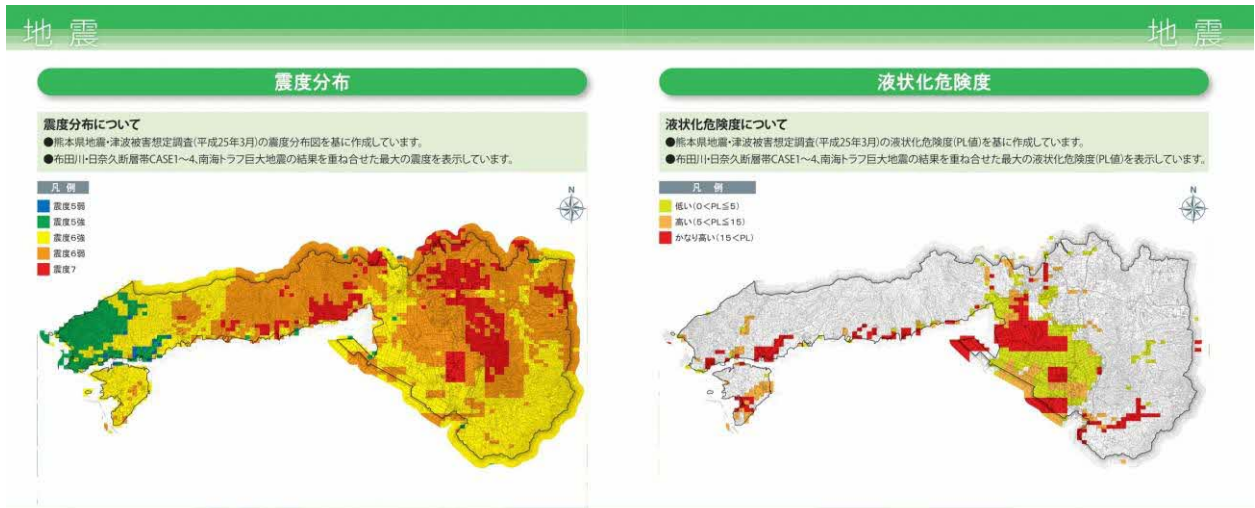
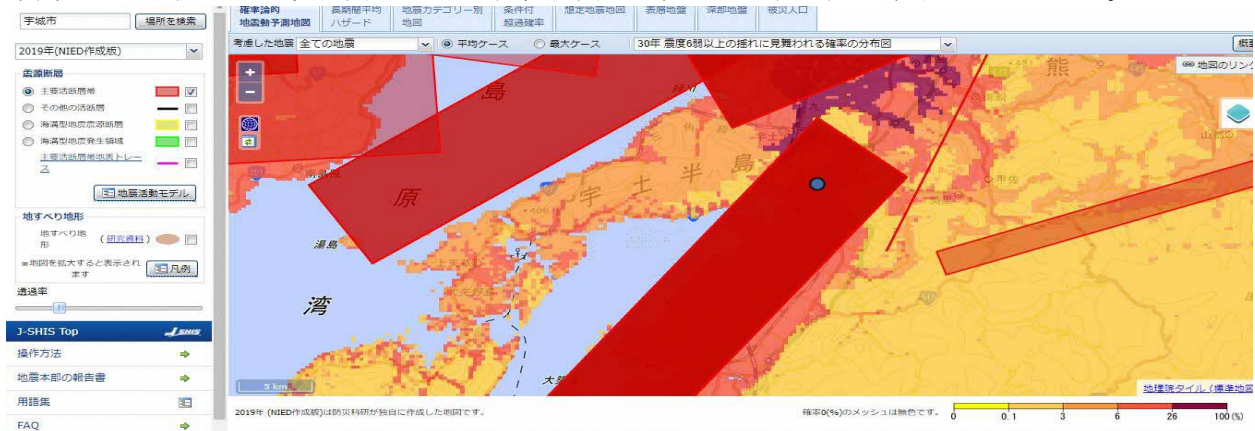
(洪水・津波・土砂災害)

宇城市が公表している「宇城市復興まちづくり計画（災害危険区域の分布状況）」によると、住宅地域・商業地域が市内旧五町に点在している。また、6 本の主要道路及び、九州新幹線、JR 鹿児島本線が当市内を通過しており、災害時には住民のみならず各交通手段の被害も予想される。

当市中心部の平野部は、多くの個所が洪水・津波の浸水想定地区となっており、干拓地が多いことから津波による浸水想定が 2m以上の地区も多い。また中山間地域の豊野町や三角町、不知火町、小川町の高台や標高の高い地域においては土砂災害の発生率が高い。



(地震：J-SHIS) ↓地震ハザードステーション (J-SHIS) URL : <http://www.j-shis.bosai.go.jp/>
 地震ハザードステーションの防災地図によると、当市は日奈久断層直上に位置しており、今後 30 年間で地震発生率は、震度 5 弱が 91%、震度 6 弱以上が 3 %の発生確率となっている。



(幹線道路及び鉄道)

- ・国道 218 号 (宇城市内を東西に横断する主要道路)
宮崎県より当市を經由し、熊本市へつながる国道。内陸部に位置しており、洪水・津波の想定地区は少ないものの、土砂災害の想定地区内を横断している。
- ・国道 266 号 (宇城市内を東西に横断する主要道路)
熊本市より当市内の松橋町、不知火町、三角町を通り、天草市まで至る国道。特に、当市内では沿岸部及び山間部を横断しており、土砂災害等の想定地区も多い。
- ・国道 57 号 (宇城市内三角地区を東西に横断する主要道路)
大分県より、宇城市を經由し長崎県まで至る国道。当市内では海岸線を通る道路であり洪水・津波の想定地区はないものの、土砂災害想定地区内を横断している。
- ・九州自動車道 (宇城市内を南北に縦断する高速道路)
当市内の山間部を通過しており、洪水・津波の想定地区ではないものの、土砂災害の想定地区内を縦断している。
- ・国道 3 号 (宇城市内を南北に縦断する主要道路)
主要道路の中では、比較的内陸に位置しているため、津波の想定地区にはないものの、洪水想定地区内を一部通過している。

- ・ 県道 14 号及び県道 338 号（宇城市内を南北に縦断する主要道路）
干拓地の平野部にあり、洪水・津波の想定地区内を縦断している。
- ・ 九州新幹線及び、JR 鹿児島本線（宇城市内を南北に縦断する鉄道）
平野部にあり、洪水・津波の想定地区内を縦断している。

（その他）

- ・ 台風による災害
当市では過去に台風による高潮が発生している。1999 年の台風 18 号では不知火地区を中心に高潮被害が発生し宇城市の広範囲において甚大な被害を受けた。

（感染症）

新型感染症は 10 年から 40 年の周期で発生しており、近年は世界的な大流行を繰り返している。新型感染症は、免疫がないため感染拡大と重症化リスクが大きく、急速な蔓延もあり当市においても市民の生命及び健康に重大な影響を与える可能性がある。

（２）商工業者の状況

- ・ 商工業者数 2, 0 9 4 人
- ・ 小規模事業者数 1, 5 8 2 人

【内訳／県被害調査区分】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所立地状況等）
卸売・小売業	7 1 1	4 7 3	市内中心部に多い
宿泊・飲食サービス	7 7 2	5 9 8	市内中心部に多い
製造業	1 5 8	1 1 2	市内中心部に多い
建設業	2 5 6	2 4 9	市内全域に分散している
その他	1 9 7	1 5 0	市内中心部及び沿岸部に多い
合計	2, 0 9 4	1, 5 8 2	

（３）これまでの取組み

①当市の取組

- ・ 毎年防災計画の見直し 避難所の設定、防災マップの作成と周知
- ・ 防災備品の備蓄 防災備品、食料、水、消耗品等を備蓄
- ・ 防災訓練 各地区や保育園、幼稚園、学校、医院および社会福祉施設にて定期的な防災訓練
- ・ 通信伝達訓練 災害状況の把握及び伝達のためシステム導入、定期的な通信伝達訓練の実施
- ・ 宇城市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

②当会の取組

- ・ 地区内事業者へ B C P に関する国の施策の周知
- ・ 地区内の被災者へ防災備品・支援物資の搬入搬出の支援
- ・ 被災事業者の被害調査及び支援策の情報提供
- ・ 被災者への炊き出し・食料の支援
- ・ グループ補助金活用事業者への B C P 計画策定の支援
- ・ くまもと共済との協力連携（損保の加入推進）

II 課題

1. 事業者 B C P 策定の意識が低く進んでいない

当地区は平成 2 8 年の熊本地震で甚大な被害があった地域であることから、事業継続計画等を策定

している事業者が一部存在するが、グループ補助金活用事業者や、比較的規模が大きな事業所に限られている。地区内の小規模事業者における事業継続計画（ＢＣＰ）もしくは事業継続力強化計画の策定の必要性に関する認識がまだまだ低い現状であり、緊急時の取り組みについて漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応策普及を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

２．小規模事業者の策定手法

国をはじめ、関係機関等から事業継続計画（ＢＣＰ）の策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、小規模事業者にとってはハードルが高過ぎるとの意見があっているため、小規模事業者向けとして事業継続力強化計画の策定支援から取り組む。

３．支援者側の課題

事業継続計画等の策定に関する取組状況は、啓発段階にあり、これらを支援する当会の取組も本格化していないのが実態である。また、支援者側の事業継続計画等策定に関する知識が不十分であり、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足していることから、支援スキルの向上や、事業継続の取り組みに関する専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要である。

Ⅲ 目標

１．地区内事業者へのＢＣＰの必要性の周知

当会より地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクを認識させ、影響軽減策などリスクマネジメントを事前に対策する必要性を周知する。感染症対策においては、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として休業補償保険や地震保険の紹介等、保険の必要性を周知する。

２．事業者ＢＣＰ策定の推進

地域内小規模事業者を対象とした、事業継続力強化計画に関するセミナーを年に１回実施する。開催通知は、対象者への郵送及び当会と当市広報（ＨＰ等）ページにて情報発信する。事業所が策定した事業継続計画（ＢＣＰ）（もしくは事業継続力強化計画）の取り組み状況の確認や、必要に応じて見直し修正を行い、従業員・関係者に周知を行うなどのフォローアップ支援を実施する。

３．災害等に対する組織体制の強化と支援スキルの向上

災害発生後、企業活動を一刻も早く回復し、地域経済を順調に復興させるためには、当会が一刻も早く事業を再開する事が不可欠である。災害発生時における被害状況把握・報告・応急復旧活動状況の確認、連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。速やかな復興支援が行えるよう、また地区内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、リスクファイナンス対策として保険会社との連携、その他関係機関との連携体制を平時から構築する。また、支援スキルの向上のため、研修会等へ積極的に参加する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割と体制を明確にし、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

本計画と宇城市地域防災計画書や宇城市新型インフルエンザ等対策行動計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回指導時にハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 商工会報や市広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組み可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・ 事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

＜定量目標＞

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
セミナー開催数	1	1	1	1	1
BCP策定件数	6	6	6	6	6

BCP策定件数：経営指導員1名あたり1件を策定目標とする。（当商工会経営指導員数6名）

2) 商工会自身の事業継続計画作成

- ・ 当会は令和3年1月、事業継続計画を策定（別添）

3) 関係団体等との連携

- ・ 事業継続の取り組みに関する専門家と連携し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険、生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取り組み状況の確認
- ・当会と当市で、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。
(例えば、地震の場合はマグニチュード7の地震、台風の場合は「非常に強い」もしくは「猛烈な」レベルの台風が発生したと仮定する。)

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、3時間以内に職員の安否確認を行う。(商工会の事業継続計画に従い、SNS、商工会災害システムで安否確認や業務従事の可否、家屋被害・道路状況等の大まかな被害状況等を迅速に確認し、当会と当市とで共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、宇城市における感染症等対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
豪雨の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全を確保し、警報解除後に出勤する。
地震の場合：職員自身の体感で命の危険を感じる揺れの場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全を確保し、警報解除後に出勤する。
台風の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる暴風状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・職員が被災する等により応急対策ができない場合に、当市または当会の応急的な役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報を共有する。

大規模な被害がある	・地区内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内の1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報はない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

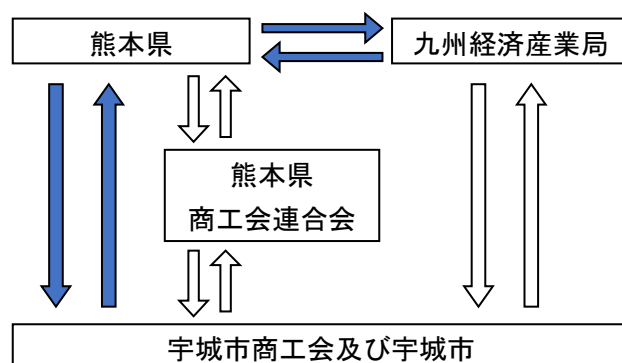
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～4週目	1日に1回共有する
5週目～8週目	2日に1回共用する
9週目以降	週に1回共有する

- ・当市で取りまとめた「感染症等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発災時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告、および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市は共有した情報を、熊本県商工振興金融課、熊本県商工会連合会宛てにメール又はFAXにて報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を熊本県の指定する方法にて当会又は当市より熊本県へ報告する。



＜4. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・当会は、臨時に対応できる相談窓口を開設する方法について宇城市と検討のうえ、地区内小規模事業者への周知を図る。（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・安全性が確認された支所管内（三角地区・不知火地区・松橋地区・小川地区・豊野地区）において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・地区内中小・小規模事業者から要請・要望がある場合は、当会・当市で集約し、熊本県と情報共有を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊

本県等に相談する。

- ・発災後の各種支援制度（融資制度、補助制度等）についても、国の機関や熊本県等を通じて当会・当市で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに熊本県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年4月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）

宇城市商工会
会長

宇城市商工会
事務局長
法定経営指導員
経営指導員

宇城市商工会
会長

宇城市
商工観光課長

宇城市
商工観光課
商工振興係

宇城市
防災消防課
防災消防係

熊本県商工会連合会
法定経営指導員

連携
連絡調整

確認
連携

連携・連絡調整

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏 名	連絡先
草野千加子（宇城市商工会）	後述（3）①参照
原田 真幸（熊本県商工会連合会）	

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

宇城市商工会

〒869-0552 熊本県宇城市不知火町高良 2477-1

電話：0964-42-8111 FAX：0964-32-3857

E-mail：ukisho@angel.ocn.ne.jp

熊本県商工会連合会 特任支援課

〒860-0801 熊本市中央区安政町3番13号

電話：096-325-5161 FAX：096-325-7640

E-mail：info@kumashoko.or.jp

②関係市町村

宇城市役所 商工観光課

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85

電話：0964-32-1604 FAX：0964-34-3558

E-mail：syokokankoka@city.uki.lg.jp

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
必要な資金の額	1 0 3	1 0 3	1 0 3	1 0 3	1 0 3
講師謝金	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3
講師旅費	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0
資料印刷費	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0
防災、感染症対策費	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、熊本県補助金、宇城市補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	